

# JNA全国ネオナイト工法振興協会規約



本 部 / 〒690-0026

島根県松江市富士見町1番地7

TEL : 0852-38-8025

FAX : 0852-37-2514

メ-ル : jna@neonite.jp

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、全国ネオナイト工法振興協会と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は、島根県松江市富士見町1番地7におく。

(目的)

第3条 本協会は、循環型社会の実現の為、ネオナイト工法の普及、発展を図ると共に、有用技術と融合した汚泥、排水処理技術の調査、研究及び技術の研さんを行い、もって会員の資質の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ネオナイト工法、各種汚泥、排水処理技術に対する知識、技術の向上をはかる為の研修会、研究会の開催
- (2) 環境浄化ボランティア活動への参加
- (3) ネオナイト工法の積算技術の編集及び発行
- (4) 公共機関等にネオナイト工法の積算資料の提出
- (5) 支部、会員企業による受注、施工のサポート  
※ただし、実際には(株)ネオナイトとの取引となり本協会は営利事業は行なわない
- (6) その他本協会の目的を達成する為に必要な事業

(内部組織)

第5条 本協会の運営を円滑にする為、各都道府県に1支部を原則とするが、必要に応じて複数も可能とする。

- 2 支部は本協会規約に準じ事務局の指導により運営し、担当職員を任命し、会長に届け出るものとする。

## 第2章 会員

第6条 本協会の支部、会員は、法人格をもつ民間企業とする。

- 2 会員は、公害防止管理者及び排水処理関係業務に3年以上従事した者、またそれに準じた者が所属している団体で、さらに本協会事務局が推薦するか支部1社以上の推薦を得られる企業等の団体。

(加入)

第7条 支部、会員として、入会しようとする者は、入会申込書に本協会事務局の推薦か支部1団体以上の推薦を受け署名捺印とその他必要事項を記入後、入会金及び会費を添え本協会事務局に届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会の届出をし、その資格を失うものとする。

2 本協会が解散をしたときは、退会したものみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。

(1) 本協会の名誉を傷つけ、又は会員として公序良俗にてらしてふさわしくない行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上滞納し、催告に応じないとき。

(3) 物件情報等を漏洩し会員企業の利益を損なわせるような行為を行なったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、事務局が文書にてその会員に事情を聞き、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第11条 本協会に、次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1人 |
| (2) 専務理事 | 1人 |
| (3) 監事   | 1人 |

2 会長は、役員会において推薦する。また、本会が技術開発と排水処理技術の普及を目的としているので会長はネオナイト工法又は排水処理技術に卓越したもので、前任の会長からの推薦があるものに限る。

3 理事及び監事は、支部、会員のうちから選任する。

- 4 会長、専務理事は、理事の互選により定める。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第12条 会長は本協会を代表し、会務を総理する。
- 2 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統括し会の運営、会務、技術開発の職務を会長に代わり代行する。
  - 3 監事は、会務を監査し、その結果を役員会及び総会にて報告する。

(任期)

- 第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠により就任した、役員任期、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任する場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第14条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

(役員会)

- 第15条 役員会は、総会に代わる議決機関とする。
- 2 役員会で決議された事項は総会で報告するものとする。

(役員選任及び任期)

- 第16条 会長が推薦し選出する。
- 2 役員任期は会則13条に準ずる。

(専門委員会)

- 第17条 本協会に次の委員会を置き、会員の互選により分担し、委員長は常任とする。  
なお、各委員会の職務、運営については別に定める。
- (1) 共同受注委員会
  - (2) 研究開発委員会

(事務局)

第28条 本協会に事務局をおき、事務局に次の職員をおく。

事務局長・・・1人

主事・・・・・・・・若干名

2 職員は会長が任免し、専務理事の命を受けて庶務に従事する。

(名誉会長及び顧問)

第19条 本協会に、名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 名誉会長及び顧問は、役員会の決議により推薦する。

3 名誉会長及び顧問は、会務について会長に助言することができるほか、会長の尋問に応ずる事が出来る。また、各会議に出席して意見を述べる事ができる。

## 第4章 会 議

(種別)

第20条 本協会の会議は、「総会」及び「役員会」の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、本部、支部、会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この規約の別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 毎年度の事業報告及び収支決算報告の承認
- (2) 毎年度の事業計画及び収支予算の決定
- (3) 役員会において必要と認めた事項
- (4) 会員の入会、除名、会費の賦課及び徴収の方法
- (5) 理事及び監事の選任
- (6) 会則の変更及び会則で定める事項
- (7) 本会の解散
- (8) その他この協会の運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年年度報告に併せて1回開催する。開催時期は会計年度(決算)終了後、2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、事務局が必要と認めた時、または会員の三分の二以上から会議の目的たる事項を示して要求があったときに開催する。

3 役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員の過半数以上から会議の目的たる事項を示して要求があったときに開催する。

(召集)

第24条 会議は、会長が召集する。

2 召集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を明示した書面を協会員にメール及び郵送にて行うものとする。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、全会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第26条 総会の議事は、この規約の別に定めるもののほか、出席会員の三分の二以上によって決定する。役員会の議事も同様の三分の二以上によって決定する。

(記録)

第27条 会議の議事については、議事録を作成する。

## 第5章 入会金及び会費

(入会金)

第28条 会員の入会金は、次のとおりとする。(1事業所、1施設単位とする。)  
入会金 100,000円

(会費)

第29条 各会員の会費は、次のとおりとする。  
年額 100,000円

(入会金及び会費の納入期限、振込先)

- 第30条 入会金及び会費の納付については、次のとおりとする。
- 2 会費の納付は年1回とし、8月末日までに納付するものとする。
  - 3 新規会員は、入会時に入会金及び会費を納付するものとし、会費は年度中途の入会でも1年分とし返却はしない。
  - 4 途中で入会する場合も年会費は1年分とし、入会が決定した日の当月×日とし、翌月末振込みとする。

<b>振込み口座</b>	<b>山陰合同銀行</b>	<b>松江駅前支店</b>	<b>普通預金</b>	<b>3608822</b>
<b>口座名義</b>	<b>全国ネオナイト工法振興協会</b>			

## 第6章 会計

(経費)

- 第31条 本会の業務を遂行する為に、必要な経費は、次に掲げるものをもって充当するものとする。
- 入会金
  - 会費
  - 寄付金
  - その他収入
- 2 寄付を受ける場合は、会長の承認を得なければならない。(資産の構成)

(資産の管理)

- 第32条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により決める。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて収入支出をすることができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、毎会計年度終了後2箇月以内にその会計年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 この協会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置等)

第36条 この協会の事務を処理する為、事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。  
3 事務局及び職員は、会長が任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 規約の変更

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総正会員四分之三以上の同意を経なければ変更できない。

附則

本会則は平成23年4月1日から施行する